

多文化共生検討会報告書骨子案

平成 24 年 11 月 21 日

総務省自治行政局国際室

(提言部分)

1 関係者の役割分担と連携に関して

(1) 基礎的自治体における定住外国人、関係機関等とのネットワークの強化

- 定住外国人とのインターフェース（総合的な窓口）では、基礎的自治体が極めて重要な役割を担う。日本人に比べ把握しにくい傾向のある定住外国人について、日頃から様々な活動を通じて、コミュニケーションできるルート（顔の見える関係）を築いておくことが必要。自治体の国際部局のみならず、小中学校、社会福祉関係機関、協会、NPO や外国人学校なども活用。（市、協会）
- 関係機関等とのネットワーク強化にあたっては、行政と地域住民の間に位置する「中間支援組織」との連携及び活用が重要。（市、市協会、NPO等）
- 災害時での対応を念頭に、日頃から防災担当部局との連携を密にしておくことが望まれる。災害発生時も対策本部の情報等を速やかに国際部局に共有される必要がある。（市、県）
- 国際交流協会のある市町村では、日頃から外国人コミュニティ等との繋がりのある協会等と市町村の間で、災害発生時の対応を含めて、相互に補完しあう定住外国人対応の役割分担を明確にしておくことが有効。特に災害時多言語支援センターの設置について位置づけを決めておくことが有効。（市、市協会）

※コラム案：「新潟中越沖地震におけるバックアップセンター」

(2) 都道府県・都道府県協会の役割：市町村に対する支援

- 都道府県レベルで活動する関係機関との連携・協力体制を確保し、とくに小規模市町村では困難な分野（人材育成、翻訳協力、県レベル情報等の多言語化・伝達など）の支援体制を強化する。また、県内市町村の連携を調整する必要がある。（県）
- 災害時の人的相互支援など、より広域的な連携が必要と思われる事項について、広域連携協定等により支援体制を確保する役割を担う。（県）
- 温度差がある県内市町村の活動を見守り、啓発支援。（県）
- 地域国際化協会を中心とした支援体制についても構築を推進する（都道府県と地域国際化協会の役割分担の明確化）（県/政令市、県/政令市協会）

(3) 都道府県域を超える連携

- 災害時の対応として、地域間で防災協定が締結されたり、姉妹提携（友好提携）を活用した支援が自主的に行われているものの、多言語情報提供を含む定住外国人への災害時対応については、これらの取組だけでは十分な対応が困難であることもあるため、定住外国人対応を念頭に置いた、都道府県域を超える連携も不可欠。（県、県協会等）
- 都道府県域を超えるネットワークづくりにあたっては、「中間支援組織」との連携及びこの活用が重要。（県、県協会、NPO等）
- 自治体国際化協会（地域国際化協会連絡協議会）による地域国際化協会を核とした全国的な支援ネットワークづくり（業務としてのスタッフ/専門家/通訳ボランティアの派遣体制整備、多言語化支援など）の推進、地域国際化協会間連携を進めるコーディネート、災害時多言語支援センター立ち上げへの支援（クレア）
- ブロックエリア内で大規模災害が発生した場合に備えた、広域連携協定を中心とするブロック間での広域連携体制の構築（県）
- 災害時の広域連携（ブロック間）に係る広域連携協定のテンプレートなどの作成（クレア）

※コラム案：「仙台市の取組み」、「タブマネ多言語支援センターの取組み」

2 専門的な人材育成とネットワーク化

- 予知不可能で、どこで起こるか分からない災害時に、限られた人材を活用した対応を行うには、制度的には地域間の協定の締結等もあるが、現実的には多文化共生に知見のある人材がいざという時に迅速かつ適切に対応・支援できる人的ネットワークが不可欠。(全関係主体)
- 多文化共生マネージャーの拡充をはじめ、特に、マンパワーがより限られる基礎的自治体における人材育成及びその有効活用の仕組みが今後いっそう必要。(クレア等)
- 災害状況や地域実情に合った、災害多言語支援センターの設置・運営マニュアルの作成(見直し)とともに、センターの運営などを担う人材育成・研修が必要。(クレア等)

※コラム案:「タブマネ養成コースの取組」(クレア・JIAM)

3 外国人との共生(ともに活動する外国人)

- 災害時の適切な情報環境のもとでは、定住外国人は要支援者から支援者となりうる。特に、外国人キーパーソンを通じた外国人コミュニティへの情報提供などが有効。(市、市協会)
- 災害時に外国人住民に対しスムーズな対応を行うためには、日ごろからの外国人コミュニティやボランティア団体(特にそうした団体のキーパーソン)とのネットワーキングなど多文化共生の取組が重要。(市、市協会)
- 地域の自治会や実践的な防災訓練への外国人住民の参加促進及び外国人住民の参画に対する日本人側の理解の促進が不可欠。(市、市協会等)
- 予知不可能で、どこで起こるか分からない災害時に、限られた人材を活用した対応を行うには、制度的には地域間の協定の締結等もあるが、現実的には多文化共生に知見のある人材がいざという時に迅速かつ適切に対応・支援できる人的ネットワークが不可欠。(全関係主体)(再掲)

※コラム案:「大泉町・文化通訳事業、外国人ボランティアグループによる被災地支援」

4 多言語情報提供充実とやさしい日本語の活用

- ①情報の受け取り手の分かりやすさ、②外国語への翻訳のしやすさ、③外国人住民であれば高い確率で通じることが見込まれ、④日本人の子供や高齢者にも利用できる、「やさしい日本語」の活用が重要。(全関係主体)
- 時間の経過とともに増える専門性の高い情報、少数言語への対応など、ボランティアと専門家の役割分担とともに、専門家をコアとした多言語化対応の仕組みが必要。
また、災害時の連携協定等の中で、自治体の求めに応じて、多文化共生マネージャーなどを介し、大学等を含めた専門家組織を紹介等できる仕組み(協力関係)が必要。(クレア等)
- 基礎的自治体などでも、共通情報をはじめ文字情報を簡単かつ効率的に情報伝達を可能とする多言語情報の提供。(クレア)
- 情報伝達にあたっては、情報発信と合わせて、避難所の巡回、外国人コミュニティなどへの電話連絡・相談など双方向性のある活動が必要。(県/市、県/市協会、)
- 災害後に国で創設された制度(仮設住宅、各種助成金申請など)といった統一的な共通情報については国において多言語化がなされるべき。また、その多言語化の体制を構築すべき。(国)

※コラム案:「東京外国語大学の取組み」、「仙台市の取組み」

5 日常的な活動の重要性

- 災害時の外国人対応のためには、平常時から、近隣自治体、専門組織やNPOなどと顔の見える関係を築き、互いの役割分担を明確にしておく必要。(全関係主体)
- やさしい日本語で書かれた防災ハンドブックを日本語学校で教材に利用(市、市協会?)
- 定住外国人の参加を促進した上での、災害多言語支援センターの設置訓練、避難所の運営を含む防災訓練の実施(県、市)及びその支援(県、クレア)。
- 災害時に備え、通訳・翻訳支援が必要となる在住外国人の情報とともに、地域で活動する人材の情報を把握・共有しておくことが必要。(市、市協会)
- 各国の在日大使館・領事館においても、自国民保護のための対応を実施する必要があることから、自治体と在日大使館との間での連絡体制を整備することを検討すべきである。(国)
- 避難所運営、防災訓練など実施に係るノウハウ等を集約したマニュアルの作成が不可欠。(クレア)
- ①情報の受け取り手の分かりやすさ、②外国語への翻訳のしやすさ、③外国人住民であれば高い確率で通じることが見込まれ、④日本人の子供や高齢者にも利用できる、「やさしい日本語」の活用が重要。(再掲)

※コラム案:「多文化共生施策担い手連携推進事業」(クレア・NPOタブマネ)